

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 中嶋 博
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円(年間購読料参千円)
 1989年3月25日発行
 第21巻第3号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.21 No.3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

スウェーデンの開発援助

Sweden's foreign aid

毎日新聞編集委員 原 剛

Mr. Takeshi Hara

スウェーデン政府の開発援助(ODA)が'89年度予算からさらに13億クローネ増え、総額で120億クローネに達する。この数字は、スウェーデンの国民総生産(GNP)の1%に相当する。

国連はGNPの1%を途上国の開発援助にあてるよう先進工業諸国へ求めているが、この目標に達したのは、いまのところスウェーデン、オランダとノルウェーだけである。

日本政府も'89年度のODA関係予算をドル換算で110億ドル、国民1人当たり1万円を超えるところまで増額する。円高も手伝い、この援助額はアメリカを抜いて世界一である。ODA/GNP比ではまだ0.35%にとどまっているが、絶対額は実に大きい。

だが、途上国を歩いてみると日本の援助の評判は、あまり芳しくない。対照的にスウェーデンへの評価は、しばしば実体以上に巨大であり、存在感が実に大きいことに気付く。その原因は明らかに、日瑞両国の開発援助の質とその理念、体制のちがいに由る。

開発援助の質を示す「グラント・エレメント」という指数がある。OECDの開発援助委員会(DAC)がとり決めたもので、無償援助を100%とし、有償援助(借款供与)の場合、年金利が1割以上なら0%と評価し、金利、条件が借入国へ有利になるほどに評点が高くなり、ノルマは86%とされている。スウェーデンは「100%」の最優等

国だが、日本は80%台へまだ手が届かず、DAC加盟17ヵ国の中で最下位レベルにとどまっている。

要するに日本の開発援助の少なからぬ部分がヒモ付き、貸し付けで「金は出すけど口も出す、金利もいただく」ばかりか、援助金が日本国内の企業のもうけに還流してくる。“ODAのブーメラン現象”がとりざたされている。

これら肝心のポイントで、スウェーデンのODAは日本とは対照的な政策に支えられているのである。

とりわけ貧しさの最前線、貧困の巣窟へ乗りこんで連帯し、“草の根から”の開発を志すスウェーデンにくらべ、日本は政府事業、大企業・農園と手を結び“上から下へ”開発効果が及ぶことを望む政策をとっている。

スウェーデン政府は開発援助担当大臣を擁しているが、日本では省庁の専管事業にとどまる。ともに「人道的、道義的考慮」と「相互依存」を開発援助の理念としながら、この相異がなぜでてくるのか。比較社会学の究むべきテーマとなりそうである。

目次

スウェーデンの開発援助	原 剛	1
1989/90年度予算案について	松下正三	2
SIP ニュース		6

1989/90年度予算案について

Statsverksproposition 1989/90

- 27年振りの収支均衡
- 「第三の道」を継続
- 貿易上の大きなネック — 受注消化難
- 引き続き引き締め政策
- 1992年の「E C経済統合」対策

元スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden. Shozo Matsushita

スウェーデン政府は去る1月10日国会に対し、1989/90会計年度(89年7月1日より90年6月30日まで)の予算案 — Statsverksproposition — を提出したので、過去7年間の例にならい、右予算案、予算案に示された政府の経済・財政政策の概要、予算の特徴、予算案の前提となった政府の経済見通し、各省予算の特徴等を財政省発行の「予算概要」(Sammandrag)等に基づき、その要旨を紹介する。

I. 経済・財政政策 — 特徴と概要

① 今次予算案の大きな特徴は、27年振りに予算の収支均衡が達成されたことである。これは、政府が1982年以来とって来た所謂「第三の道」(1986/87年度予算案参照)の成果である。また、長年続いた国際収支の大巾赤字は'86年初めて黒字に転じた(註 尤も、その後小巾の赤字がつづいている)。一時3.5%に達した失業率は2%を割るに至った。1982年にGNPの13%にも達した年次予算の赤字は逐年減少し、前記のとおり均衡を達するまでに回復した。

斯くて、「第三の道」は継承される。「第三の道」の最重要課題は、いうまでもなく、「公平な配分」である。「完全雇用」はそのための必須条件である。更に、完全雇用を実現するためには経済の発展 — 国際競争力の向上 — が至上命令であることに変わりはない。

だが、ここでスウェーデンはいま深刻な困難に突き当たっている。それは国際競争力のある工業分野の一部で完全操業をやってcapacity不足のため、国外からの貴重な受注を制限せざるをえない状況に陥ち入っていることである。

1986年漸く黒字に転じた国際収支が、その後百億kr前後の赤字が続いている主な原因は、近年のベース・アップが他の競争相手国のそれを50%も上まわっていること、ならびに、(それに伴う)物価上昇率も('86年4%、87年5%、88年7%)

競争相手国の平均である4%をかなり上まわっていることにある。さらに、実収入増額による国内消費の拡大がこれに拍車を加えた。今次予算の重点の一つが引き締め政策(前年比実質予算増約1%)におかれたのは当然の帰結である。今次予算案の経済見通しは、ベース・アップ4%が前提となっている。

② Ingvar Carlsson 首相による「予算のプロフィール」(要旨)

嘗って900億krにも達した赤字予算を、社会の弱者を犠牲にすることなしに、均衡に導いたのは、支出に対する厳しい吟味と終始一貫した経済政策の成果である。

増えた収入は、(父母の双方を対象にした)育児手当(支給期間を現行12ヶ月から18ヶ月にする等 — これは、両親のいずれか一方の育児休暇の収入保障である)や文化政策の充実に向けられる。牛乳の価格支持等に当てられていた財源の一部を環境保護や身心障害者の救済費の改善に向ける。

公務員の能率向上のため引続き格段の措置をとる。地域に適した解決方法が講じられるように責任を広く分権する。

文化政策の中心課題は、各種文化活動に参加する者やグループの範囲を広げることにある。人は誰れでも自分の表現能力を発展させる機会を与えられなければならないからである。この目的等のため、今年度から文化関係予算を3年間毎年100億kr増額する。このプログラムには地域の文化生活の強化も含まれる。文化は、地域に主体性を与え、人的資源を解放し、活力と創造力を強化する。芸術家に、豊富な仕事の可能性と社会的な保護が与えられなければならない。芸術家の活動条件を改善するための提案が今次会計年度中に提示される。

環境保護は将来に向っての最大の課題である。それ故環境保護はすべての社会政策に浸透しなけ

ればならない。ユニークなスウェーデンの自然を保護するため、この項目の予算を6,000万kr増額する。

年収80,000—85,000krの所得層に対し、15%減税する。また、年収85,000kr以上の所得層に対し3%減税する。

③ EC対策

ECが1992年までに、物資、サービス、資本及び個人について、自由に国境を往来できる決定を行ったことは、欧州諸国の相互関係に本質的な影響をおよぼすものである。ECとEfta諸国との間で現在、斯るEC統合体が如何にして全欧州を包含すべきやについて交渉が行われている。スウェーデンも、国会の決議等により自国の法規をECのそれに調和させることは可能である。

西欧における統合の強化は、相当な経済的利益への可能性を開くものである。競争の激化は、生産性の向上と経済の成長をもたらすものである。スウェーデンにとって、この経済的潜在力に参加することは極めて重要である。

国会は、政府の提案に基づいて、スウェーデンは、自国の外交・安全保障政策の枠を越えない範囲で、この西欧経済統合体に参加すべしとの決議を採択した。政府は目下前記目的のために国内法規のどの部分を変更すべきやの検討を行っている。この作業のため、本年度2億krの支払が予定されている。このうち40,000,000krは、新たに計上されたもので、ECの各種研究・教育プログラムへの参加に当てられる。

II. 予算案の前提となった政府の経済見通し

(1) 需給のバランス 1987~89

(億 Kr - 時価 - 以下四捨五入)

供 給	1987	対前年比変化(予測)%		
		1987	1988	1989
GNP (国民総生産)	10052	2.4	2.8	1.7
物資及びサービス輸入	3051	6.3	5.5	4.9
供給総計	13103	3.4	3.5	2.5
需 要				
個人消費	5263	3.8	2.7	1.9
公的消費	2732	1.3	1.4	1.9
投資総額	1909	6.2	5.1	1.5
在庫投資※	-6.2	0.1	0.4	0.4
物資及びサービス輸出	3261	2.5	4.2	3.2
需要総計	13103	3.4	3.5	2.5
(国内需要)	9842	3.7	3.2	2.2)
純輸 出	21.0	-1.2	-0.4	-0.6

※前年のGNPに対する比率 %

(2) 貿易収支ならびに国際収支のバランス

(億Kr-時価-以下四捨五入)

	1986	1987	1988	1989
物資の輸出	2651	2814	3061	3323
物資の輸入	2326	2574	2799	3055
調整ポスト	-17	-15	-12	-12
貿易収支	308	225	250	256
サービスバランス	-45	-38	-74	-88
資本収支	-257	-254	-280	-309
国際収支	6	-67	-104	-141

(3) その他の統計 (1988)

物価上昇率 (1987年12月-1988年12月)	6.3%
ペースアップ	7.5%
失業率	1.6%

III. 予算の推移

(億Kr以下四捨五入)

	1982/83	1987/88	1988/89	1989/90
収 入	1912	3326	3642	3749
対GNP比率 (%)	28.6	31.7	31.7	30.6
支出 (除国債利子)	2296	2833	3004	3165
対GNP比率 (%)	34.4	27.0	26.2	25.8
国 債 利 子	482	534	528	580
予算のバランス	-866	-41	110	4
対GNP比率 (%)	13.0			

IV. 予算案

(1) 歳入の内訳 (百万Kr)

項 目	1989/90	歳入に占める比率%	対前年度比較
所 得 税	100114	26.7	-338
法定社会保険料	54066	14.4	-4125
固定資産税	18819	5.0	+826
付加価値税	92500	24.7	+6300
物資・サービスに対するその他の税	66057		+2312
(内訳) ガソリン税	15900	4.2	+1900
煙草税	4950	1.3	+600
酒 税	8390	2.2	+200
エネルギー税	15730	4.2	+1500
交通税	7150	1.9	+1100
関 税	3100	0.8	+600
国 営 事 業 収 益	34328	9.1	+4055
その他の収入	9063		+1686
収 入 総 額	374947		+10716

(2) 歳出の内訳 (百万Kr以下四捨五入)

項 目	百万Kr	歳出に占める比率%	対前年度当初予算との比較(百万Kr)
王室費	44.4		+4.8
法務省	5068	1.4	+329
外務省	13548	3.7	+1400
国防省	30061	8.2	+117
社会省	104512	※ 28.4	+8047
交通省	16478	4.4	+2541
財務省	21166	6.0	+813
教育省	47758	13.0	+1544
農業省	5014	1.4	-299
労働市場省	25783	7.0	+125
住宅省	20862	5.7	+1862
工業省	2553	0.7	+4
内務省	13420	3.7	+1073
環境・エネルギー省	1930	0.5	+298
国会 (Riksdagen)	515	0.1	+68
国債等利子	58000	15.8	+4000
不時の出費	1		±0
歳出計	367524	100	+21216
その他	7000		(前年度は) -11865
予算超過	423	+12288
総計	374947		+21639

※ GNP比率約3.5%

V. 各省予算の特徴

社会省 104512 (+8047) 百万kr

高齢者と身障者のケアに引続き特別の配慮がなされる。特に高齢者にはケアの場所ならびに方法・態様を希望に応じて選択する可能性を与える。

89年1月1日より年金基準を2100kr増額し27,900krとする。1月1日付各種国民年金額を例示する(年額)。

年 金	金額 kr
老令年金-独身(低額または零の付加年金の場合)	40176 (+3348)
” 夫婦(”)	70587 (+5882)
若令年金-独身(”)	53568 (+4464)
老令年金-独身(平均的付加年金の場合)	68634 (+5720)
老令年金-独身(最高の付加年金の場合)	135594 (+11300)
寡 婦 年 金	40176 (+3348)
妻 加 算	30411 (+2534)
児 童 年 金 (最 低 の 場 合)	7254 (+605)
障害者手当(障害度によって異なる)	
65%	18135 (+1511)
40%	13950 (+1163)
34%	9486 (+791)
児 童 加 算	7254 (+605)
ケ ア 手 当	53568 (+4464)

・65才以上の老令者の人口比率は約18%である。

・障病手当(sjukpenningen)は原則として障病による収入減の90%を保障する。

児童手当には人口政策が十分加味され子供の数が増えるにつれて手当は幾可級数的に増額される。

年間支給額 (Kr)

子供の数	1976	1982	1989
1	1800	3000	5820
2	3600	6000	11640
3	5400	9750	20370
4	7200	14200	37248
5	9000	18750	57036

1988年6月以降外国籍の子を養子とした両親に1月1日より最高20,000krを支給する。

参考 — ①人口830万人のスウェーデンに老人介護等のためのホーム・ヘルパーが85,000人いる。これに対し1億2000万の人口を擁するわが経済大国日本には驚く勿れ僅か27,000人!? スウェーデンの数値を日本に当てはめると、人口比及び65才以上の老人の比率を勘案して約60万人となる。

②身心障害者に対する車・タクシー手当として7060万kr計上されている。

国防省 30061 (+117) 百万kr (GNPの約3.5%)

現在、1987—1992年の国防5ヶ年計画続行中である。この計画では空軍の強化に最も大きなウェートがおかれている。

しかし、スウェーデン政府は、(近年における国際情勢の変化に鑑み)本件5ヶ年計画を1992年まで続行する前提条件が変わったとの認識に基づき、1988年秋新たに国防委員会(各党代表および専門家より成る)を任命した。委員会は、1989年12月までに安全保障政策に関する(第一次)答申を提出し、次いで1990年に総合的な最終答申を提出することとなる。

斯くて、次の国防5ヶ年計画は、当初の予定を一年早め、1991年から実施される運びとなる。

外務省 13548 (+1400) 百万kr

予算の大部分11467 (+1288) 百万krが対外援助に向けられる。これにより、今回もGNI(国

民総収入) 1%を達成した。

外交政策の基本理念

前回述べたように、「戦時中立」がスウェーデンの外交政策の伝統的な基本理念である。そこから「平時非同盟」の構想が生れる。

上記基本理念を実現するために、徴兵制を基盤とする「武装中立」の路線が貫ぬかれている。スウェーデンがZ戦闘機（現在の主力Viggen機及びそれに続くFAS機）その他の超高性能武器を殆んど自力で開発しているのはこの中立性を維持するためである。

何故「武装中立」でなければならないのか？「非武装中立」では何故いけないのか？これに対し、外交当局は次のとおり明確な回答を与えている。

「われわれにとって中立とは、スウェーデンの中立の意志と能力を周囲の国々をして信用させることである。中立の意志だけでは中立は護れない。それに中立の能力が伴わなければ非常の場合、一方の超大国の脅迫に屈服せざるをえなくなるのであらうとの危惧を他方の超大国に与えるであろうからである。（よって、その超大国は事前にスウェーデンを攻略することを考える）

具体的には、基本的人権、国際法の尊重ならびに軍備管理の面で伝統的に鋭意国連中心外交を展開し、また、20年も前からGNI 1%の枠を果たしている。斯る外交政策のあり方は、東西両陣営から極めて高い評価をうけている。「積極的な中立外交」とはスウェーデンが自らの外交政策に付した名称である。

註 ここで忘れてならないのは、スウェーデンが第二次大戦終了直後ソ連に対し、当時の金で5億krの借款を与えたという事実である。これが戦争で荒廃したソ連にどれだけ高く評価されたことか！（スウェーデンの中立政策がソ連に評価される背景の一つでもある。）

スウェーデンの対外援助の理念

対外援助において特に重視されていることは、援助が相手国民の援助を最も必要としている層に直接潤いをもたらすことである。「相手国の国民・民族運動に対する支持を通じて社会の民主主義的發展に寄与することも重要である。最終的には

対外援助の目的は、相手国の物的・人的資源の増加・育成、経済・社会における均衡化、経済的・政治的独立ならびに民主主義的發展である。」

ジュネーブの軍縮会議における化学兵器の完全禁止に関する会議を完結せしめるため・国防研究所に対し・化学兵器の有効な検証方法の特別研究費を配分した。

国会は1988年援助の目的項目の中に環境保護を対象とした援助を加えるとの決議を採択した。これには土壌の保護や天然資源の経済的利用も含まれる。

援助費のうち

多国籍間援助に3433百万kr

2 国籍間の直接援助にS I D A を通し
6090百万kr

その他に1647百万kr配分される。

教育省 47758 (+1544) 百万kr

文化活動に対する考え方については冒頭述べたが、近年学資援助額が顕著に増額されている。本件年度予算によれば：

20才以下のすべての高校生に対し月額485kr付与される。これは事情調査のういで一定の範囲内で増額できる。増額分には下宿手当でも含まれる。

大学の学生および20才以上の高校生は、月額約5,300kr支給される。但しこのうち援助は1,550krで残り3,740krが学資ローンである。該当者は約155,000人と見積られている。この制度は外国の大学で勉強する者にも適用される。

文化活動及びマスメディアに対する助成予算併せて2744 (+260) 百万krの主な配分%次のとおり。

演劇・ダンス・音楽	36%
日刊新聞・週刊誌等	22%
文化財保護・博物館・美術館・展示会等	24%
一般文化活動	9%
文学・図書館	5%
映画等	3%
造形美術・手工芸	1%

農業省 5014 (-299) 百万kr

予算の半分強が価格政策に向けられる (2624百万kr)。研究・教育・合理化のために約30%近い

予算が当てられる — 1442百万kr)。

スウェーデンもご他聞にもれず多くの農業問題と斗っている。時に、農業の構造改革(特に環境汚染ならびに動物保護との関連で)と食品の品質改善が主要課題となっている。動物保護関係では、新たに動物保護法が採択された。1988年秋「ブライラー禁止法案」が国会を通過したときは世界を衝撃した。衝撃したのは「ニワトリも自分の足で地面を歩きまわって餌をついばむ“権利”がある」との提案理由である — 読売新聞。

労働市場省 25783 (+125) 百万kr

冒頭に述べたように、国際競争力に強い工業部門が人手不足に悩んでいる現状に鑑み、雇用需要を満たすのが重要政策の一つになっている。そのため、(1)移動式職業紹介所の増設、(2)職員を50名増員し、難民施設等に派遣する、(3)122,000人を対象に職業教育を行う、などの措置をとる。1988年に雇用人口が60,000人増えた。

1988年の失業率は、前年の低い失業率1.9%より更に低下している — 1.6%。

地域政策では、引続き、技能、教育、インフラストラクチャーの改善が行われる。この結果の一つとして過疎化に苦しんだ森林地域の人口減が1988年そのトレンドを変え4,400人増となったことが挙げられる。

移民(難民を含む)の受入れも引続き大巾に増えている。

年次	移入超過数	北欧からの増減
1984	11400	-1600
1985	13900	-800
1986	18600	200
1987	25500	800
1988	31100	2200

北欧からの増減は、相手国の景気と深い係わりがある。

身心障害者対策の主なもの、仕事に必要な機械・器具(最近ではデータ方式のものも採用)の購入、雇用主(1987年約42,000人雇用されそのうち福祉団体36%、私企業28%、コムューンなど公的機関36%)に対する給与助成、生活費補助、職業的リハビリテーションなどで約84億krが予算化されている。

工業省 2553 (+4) 百万kr

予算の半分強(1374「+95」百万kr)が技術開発に向けられる。

地域社会政策は1989年1月より労働市場省に主管換えとなる。同時に農業省主管の旅行・リクリエーション問題は工業省に移管される。

スウェーデンは(1992年のECの経済統合にハーモナイズする努力の一環として)1991年にせいの製品に対する輸入制限を撤廃する。この撤廃にそなえて、厳しい合理化により既に国際競争力のあるせいの工業を一層活性化させるため、政府は今年、3年計画でせいの工業支持政策を提案する(255百万kr)。

(以下省略)

〈SIP ニュース〉

外国人向けにスウェーデンの法律を英訳

スウェーデンの法律を英語で包括的に紹介した本がアルムクヴィスト・オ・ヴィクセル(Almqvist & Wiksell)という出版社から出た。同書は主として外国の比較法律学者向けであるが、スウェーデンの法律の特質を外国人の同僚に説明せねばならない弁護士にも有用であるといわれる。

各章は裁判官や法学部の教授等の有名な専門家達によって執筆されており、とりわけスウェーデンの概念を一般の法律家にもより身近な概念に「翻訳」することに細心の注意が払われている。同書の編集人はスティグ・ストルムホルム教授(Professor Stig Strömholm)である。